

「実際の犯罪率は低い」は慰めになるか？

——沖縄基地問題における米軍関係者の犯罪と県民感情についての哲学的考察——

濱井潤也*

Can the message “crime rate is really low” console people? :

A philosophical study about crimes by people concerned with military and sentiment of citizens in problem of U.S. military base in Okinawa Prefecture

Junya HAMAI*

Recently, thought of “Multiculturalism” is facing dangerous by problems of accepting immigrants or refugees from Syria or anywhere in EU. Because People think that immigrants or refugees make worse public security by criminals or drugs etc. and economy by rob jobs and social welfare of them, or many other reasons.

Quebec in Canada federation, has had same problem of accepting immigrants and another bigger problem of independence from the federation. But people in Quebec didn't choose to continue “Multiculturalism”. They chose new policy “Interculturalism” based on thought of Charles Taylor, who is famous modern philosopher and researcher of Hegel's philosophy.

So this paper intend to analyze the “Interculturalism” by researching influence of interpretation of Hegel's philosophy by Taylor and his thought in argument of liberals and communitarians, and to show possibility of practical application of “Interculturalism” to Problem of U.S. military bases in Okinawa prefecture in Japan.

1. はじめに

2010年10月16日、ドイツのメルケル首相が述べた「ドイツの多文化主義は完全に失敗した」という言葉は衝撃をもって伝わり、異文化友好のための「マルチカルチュラリズム（多文化主義）」へと向かう世界の流れそのものに、再考の必要性を投げかけた。そしてこの言葉は昨年夏ごろから大々的に報道されるようになったシリア内戦による難民の受け入れ問題によって決定的なものとなった。そこにさらに、移民問題を引き金として、ダメ押しの英国EU離脱決定のニュースが6月末には飛び込んできた。近代のリベラルが旗印としてきた自由、人権、平等、反差別の思想的結晶としての「マルチカルチュラリズム」がまさに眼前で崩れ落ちようとしているのが見えるようである。EUにせよ「マルチカルチュラリズム」にせよ、これらは我々日本人にとっては近代以降西洋先進諸国が連綿と紡いできた啓蒙主義的哲学思想の英知の結晶であり、我々が学ぶべき概念の塊であった。しかしこの難民問題の圧

倒的な現実を前に混乱を深めるヨーロッパ社会の様子は、我々に今まで以上に慎重に学ぶよう忠告していると捉えるべきであろう。近代ヨーロッパの啓蒙をどのように理解し、そしてどのように実践するか（あるいはしないか）という課題は、移民・難民問題が他人ごとではない日本の喫緊の課題だと考えられる。

しかし、こうした移民・難民との文化的軋轢の問題、そして奇しくも英国とも共通した構造であるが、この問題と切っても切り離せないものとして、連合体としての国家からの独立問題を古くから抱え検討してきた政治的共同体が存在する。それはカナダのケベック州である。そしてここケベック州では、詳細は後述するが、こうしたヨーロッパ圏の大混乱をよそに、いち早く世界的趨勢であった「マルチカルチュラリズム」の修正と方針の転換を打ち出しているのである。「マルチカルチュラリズム」を押し進める「移民の国」カナダにおいては、カナダ政府と、古くからのフランス語系住民達が多数派を占め、自己の文化を守るために他文化流入を拒絶し、そ

これを推奨するカナダ政府に反対するケベック州との間のいわゆる「ケベック問題」がすでに長らく論争的となってきた。95年にはこの問題がケベック州の独立をめぐる州民投票にまで発展し、州を二分する大論争を巻き起こした。こうした危機を乗り越えるためにケベック州政府は、ケベック州出身の著名なヘーゲル研究者であり、コミュニタリアニズム（共同体主義）の思想家であるチャールズ・テイラーを共同委員長の一人に任命して「文化的差異に関する調整の実践をめぐる諮問委員会」を立ち上げ、問題の把握と州の方向性の提示を図ったのである。そしてこの通称「AR (accomodement raisonnable: 妥当なる調整) 委員会」は、2008年に二人の共同委員長の名をとって通称「ブシャール・テイラーレポート」とも呼ばれる報告書『未来の構築—和解のとき—』⁽¹⁾を刊行し、「マルチカルチュラリズム」に変わって、異文化への寛容と統合、マジョリティ文化の保護と変化を巧みに両立させるための「インターカルチュラリズム」を提唱する事で、ケベック州の未来を示したのである。

この「ブシャール・テイラーレポート」は、ロールズの『正義論』以降、政治哲学の潮流となったいわゆるリベラル・コミュニタリアン論争において、テイラーがコミュニタリアンとして作り上げた思想の実践的応用の一例であると言える。そして彼の思想の枠組みは、リベラリズムが浸透することで様々な問題が浮き彫りになったローカルな場面において高い応用可能性を持つのである。日本においても、沖縄の基地問題はある種「ケベック問題」と類似した構造の部分を持っているように思われる。もちろんそれよりも遥かに相違点の方が大きいですが、それでもケベック州が移民という異分子に対する不満を、自らを内包する母集団であるカナダ政府に向けてのように、沖縄が米軍基地という異分子に対する不満を同様に日本政府に向けている点は共通している。そして何より、たとえ冗談に過ぎないとしても日本からの独立が語られることがあるのは、日本中でも沖縄だけである。この共通点はすなわち、チャールズ・テイラーがヘーゲルから継承し、故郷ケベックの問題を念頭に置きながら論じ続けてきた「個と全体の対立」の問題である。

本論では、テイラーが「レポート」において自己の哲学的思索を反映させて提唱した「インターカルチュラリズム」を手がかりに、沖縄基地問題に対して「何が言えるか？」を考察する事を目的とする。幾分実験的な試みのため、もちろん根本的な解決策などが出せる訳ではない。しかしその際の着眼点として、米兵による暴行事件やオスプレイ問題の度に噴出する沖縄の「過剰反応」に、往々にして出される米兵の犯罪率、基地や助成金への沖縄の経済的依存状況に基づきいわゆる「沖縄わがまま論」⁽²⁾に対して、米軍基地による様々な負担によって傷つけられているもの、配慮すべきものは何なのか、ということへの考察を通じて幾許かの反論を試みたい。

2. テイラーのヘーゲル解釈

チャールズ・テイラーのヘーゲル社会哲学解釈の中心には、

ヘーゲルのフランス革命解釈とそこから導かれる、共同体の根底に染み渡る精神概念が大きな部分を占めている。テイラーにとっては、ヘーゲルにとってと同様にフランス革命こそがその後の「近代」を特徴づける分水嶺である。周知の通り、ヘーゲルの哲学体系は弁証法の構造を採用している。社会の至る所に見出される矛盾、対立が総合への活力を産み出し、総合がまた矛盾、対立を産み出す母体となるのである。こうした弁証法の構造において、フランス革命は人類の精神史における極めて大きな分裂であった。この分裂において、人々は一つの極があらゆるものを破壊するのを見た。すなわち啓蒙思想の台頭である。ヘーゲルが『精神現象学』で論じているように、啓蒙は合理的、分析的に物事を見る理性的な「透見 (die Einsicht)」によって、信仰や習慣などのあらゆる文化的、政治的な社会区分、そして最終的には自らの意にそぐわない人々をただただ破壊するだけの「絶対的自由 (die absolute Freiheit)」へ変貌を遂げる。それゆえフランス革命は最終的には恐怖政治と派閥争いに陥り、ナポレオンの登場で終る。

差別や身分を批判する啓蒙思想からは、自由や平等、個人の権利など近代を特徴づける重要な考え方が展開するが、ヘーゲルはそれを認めつつも啓蒙に対して批判的な立場を取る。テイラーもまた、ヘーゲルがフランス革命の失敗から目指したのは、反啓蒙の流れの中から登場する二つの思想の対立を弁証法的に止揚することだと捉えている。この対立の一方の極は、シラーやヘルダーリン等、特にヘルダーのロマン主義に由来する「表現主義 (Expressivism)」的な人間観である。啓蒙主義においては、人間は科学的分析の対象であり、理性と感情、魂と身体等様々なものに二分された結果、バラバラに社会を漂う利己的な主体となっている。それに対してこの「表現主義」における人間観は「人間の生命はむしろ、どの部分もしくは側面も他の全てとの関係においてのみ固有の意味を見出す芸術作品に似た統一を持つもの」と、分析、分離により個へと進んでいく啓蒙主義的人間観とは異なり、自己を超えたものとの「統一」を重視している。すなわち「表現主義」にとっての人間の生の使命は、個人を超えた文化、国家ひいては自然や宇宙とのあるべき統一を表現することなのである。⁽³⁾

この「表現主義」に対する他方の極であるもう一つの反啓蒙の流れとして、テイラーは意外なことにカントの道徳的な自由概念を挙げている。というのも、一見個の自由を強力に推進する点では啓蒙主義と同じ立場にあるカントだが、テイラーはフランス革命を推進し、暴走した啓蒙思想と、カントの啓蒙との間に明確な違いを見出しているからである。それは人間を単なる利己的な欲望の主体として捉えるか、あらゆる傾向性に逆らって自ら善を選択しうる自由を持つ存在として捉えるかという違いである。テイラーは、権力や保身への欲望を捨てきれなかった啓蒙の「絶対的自由」に対して、そうした傾向性や自然の因果法則からも解放されたカントの自由概念を「徹底的自由 (radical freedom)」と捉えて「表現主義」と対置することで、啓蒙によって分解された全体と個を再び結合するための弁証法的構造をヘーゲル社会哲学の内に見出

している。この弁証法的対立の止揚を通じて「全体と個の対立」を和解させ、自由や平等、人権等の啓蒙の遺産をも全体の内に適切に位置づけることがヘーゲルの最大の課題だったとテイラーは読み解く。

しかしこの一見外界への従属を是とする「表現主義」と、自然の因果法則さえも超越する「徹底的自由」は相反するものであり、その総合は困難を極める。「表現主義」だけを強めれば全体主義になり、個人の「徹底的自由」だけを主張しても社会を原子論的に破壊するフランス革命の啓蒙と大差はない。それを成し遂げようとヘーゲルが用意したのが、彼の哲学の基盤を支える「精神 (der Geist)」概念である。ヘーゲルにとっては自然も、その根底に精神性を持ち、目標に向かって展開する契機の一つである。すなわち自然も人間も、精神が自己を表現したものであるが、しかし人間が単に他の契機と並列な、無限の宇宙を構成する極微量の部品でしかないとすれば、自然の大きな力に翻弄され続ける不自由を言い換えただけである。したがってヘーゲルは人間に、単に自然を表現するだけでなく、自らの意志によってそれを展開し完成へと到達させる「宇宙的精神の媒介物」という、特別なポジションを用意している。ヘーゲルの「精神」は人間を超越した神ではなく、人間の存在なくしては成立しえない、「人々を通してのみ生きる精神」である。

3. テイラーのコミュニタリアニズム

しかしこうした「表現主義」と「徹底的自由」との総合を、「精神」を媒介にして実現し、啓蒙の弊害を克服しようとするヘーゲルの思惑は、21世紀の現代社会においてその通り実現しているとは思われない。テイラーは著作“*The Ethics of Authenticity*”において、現代社会において徐々に歪んで推移してきたこれら諸契機の関係について論じている。啓蒙の合理的、科学的な物の見方は、「道具的理性 (instrumental reason)」の優位を増大させ、あらゆる事柄が人間にとっての道具的価値にしたがって判断されるようになりつつある。それに対する「表現主義」と「徹底的自由」との総合も、現代においては「表現主義」が内包していた社会や自然、宇宙といった個人を超えた大きな全体との繋がりを捨象し、「個人主義」、そしてそれに由来する「人それぞれ」的な考え方による道徳的「相対主義 (relativism)」などへと変化しており、これらはその最も墮落した形態としての単なる「自己中心主義」へと陥ることもしばしばである。そこで「表現主義」は単に自己自身を表現することだけを目的としている。いわゆる偏狭な意味での「自己実現」、「自分らしさ」の探求といった流行はここに起因しているとテイラーは分析する。

テイラーはもちろん、こうした現代の流れに反し、「相対主義」的価値観を修正して真の総合を実現すべきであると考えている。そのために彼は啓蒙のもたらした近現代的な自由と平等の概念にメスを入れるのである。これらの両概念が後押しする「相対主義」においては、あらゆる生き方が「人それぞれ」、平等に尊いものとして尊重される一方で、その生き方

を本人が自発的に選択したかどうかだけが重要視される。すなわち誰もその生き方の内容の是非には踏み込まないのである。ここで失われているのは「善き生の構想」そのものであり、テイラーはこうした「相対主義」の考え方を、生き方の内容自体をどうでもよいものとする「生き方の平等な無価値」として切り捨てる。彼は、生き方の価値は「選択」そのものから出てくるのではなく、承認されて初めて価値を持つことを随所で論じている。無論、近代の自由権、平等権等を万人に与える「同質化」の承認は、前近代的な不平等の温床であった階層秩序の根幹を成す「名誉」を退け、万人に平等に与えられる「尊厳」の概念を誕生させたことは重要である。しかしそれは、既に見たように権利という側面からのみの形式的な承認にすぎない。こうした形式的な承認から、実質的、具体的な承認へと進むには、人それぞれに異なる生き方の内容に踏み込む「差異」の承認を導入しなければならないのである。一見「差異」を承認することは原子論的な社会への道をさらに加速させるように思われるが、むしろ逆である。というのも単に平等に一律で「差異」の存在を容認するのではなく、そこには全体としての一つの共有された価値基準を形成し、その「差異」を認めるべきかどうか、という内容に踏み込んだ協議と調整、すなわち対話が必要だからである。それは孤立とは真逆である。

テイラーの構想するコミュニティにはこの対話は必要不可欠であり、それはまた個人にとっても必要不可欠である。テイラーにとっては、個人は彼が所属するコミュニティの人々が行ってきた「解釈」に対して無関係に、独自の意味体系を形成することはできない。すなわち「自分とは何であるか」という自己のアイデンティティに関わる問いに答えるという「自己解釈」のための道具は、個人の内面に所与のものとして備わっているわけではなく、言語や善悪の枠組みとして共同体の内に備わっているのである。それゆえ、「自分とは何であるか」という問いは「自分はどこにいるのか」とイコールであり、テイラーは、ロールズのような手続き主義的なタイプのリベラリズムもまた、自由と平等という特定の善の構想にコミットしており、その基盤としてそれを支えている共同体を維持することについては、無関係を貫くことはできないと主張する。

それゆえ「同質化」の承認と同時に、「差異」の承認を実現するためには、その異なった文化を持つ人々同士で対話を可能にする要素、すなわち共通の言語を基盤とする共有された意味の「地平」を必要とする。その上で「徹底的自由」と「表現主義」との総合、更に言えば啓蒙との総合をエゴイズムから救い上げるには、地道な「説得の仕事 (work of persuasion)」が待っている。しかしそれゆえにこそ、自由な社会はこうした低俗な自由と“authentic”な自由が互いに闘争を繰り返す場であり、完全な勝利はなくとも、少なくともエゴイズムへの墮落が宿命ではないということが示されるのである。

4. 「妥当なる調整」による「インターカルチュラルizm」

「ブシャー・テイラーレポート」によると、その発行元である AR 委員会の発足に至るまでには、きっかけとなるようないくつかのマイノリティとの軋轢の事例と、マイノリティに対するマジョリティ側の反感を促すような世論の高まりがあった。それらの事例のうち、最も議論を呼んだものが、シーク教徒の学生による「キルパン (Kirpan) 所持問題」である。キルパンとは、洗礼を受けたシーク教徒が身につける宗教的シンボルとしての短刀である。学校側は学内の安全上の理由から持ち込み禁止を主張したが、信教の自由を理由にキルパン持ち込み容認を主張するシーク教徒側との間で訴訟が起こされた。2006年1月、カナダ最高裁判所はこの訴訟に対して、シーク教徒側の宗教的権利を容認し、所持を認める判断を下しており、それがさらにフランス語系住民達の不満を醸成していったと言われている。

この AR 委員会の通称にもなっている「妥当なる調整」とは、本来は労使交渉などに用いられる法費用語だが、この委員会においては、前節で述べたようなテイラーの思想における「差異」の承認のための「対話」を踏まえて、公共、民間の場を問わず様々な場面で生じるマイノリティ文化と、マジョリティ文化との間で生じる軋轢を、当事者双方の交渉、歩み寄り、妥協を通じて解決すること全般を幅広く意味している。そのためこの委員会の目的は、こうした軋轢を解消するための普遍的、絶対的原理を規定することでも、それゆえに市民達が行う「調整」のプロセスを一挙に司法の場に押し上げて解決することでもない。あくまでケベック州の文化と慣習の問題として、こうした軋轢の事例に人々がどのように自分たちで対処していくか、という社会の方向性についての提言なのである。⁴⁾

したがって、このレポートが示す勧告は、これまでのケベック州の歴史、すなわちケベックの人々が何を選択してきたのか、ということから無縁ではられない。人々が幾度となくカナダからの分離独立を話題にしなが、全体としては踏みとどまってきたという経緯を無視して、断絶や過激な方向転換を提案することは目的ではない。

しかしマジョリティであるフランス語系ケベック人達にとって、こうした「調整」の多発は、自分たちの文化的アイデンティティを徐々に侵食されていくようにも感じられるため、反発の動きも同時に高まったのである。AR 委員会はまず、こうした「調整」をめぐる分断の危機の実態を調査した結果、「ケベック社会はマジョリティとマイノリティとの軋轢が多発した結果、共存が困難な状況に陥っている」というイメージは、メディアの扇情的な報道姿勢等によって形成された、「思い込みに基づく危機」にすぎないと報告している。というのも、委員会発足後は文化的軋轢をめぐる訴訟件数の増加傾向も止まっていたことと、それらが多発した時期にメディアで話題となった 21 の事例の事実検証を行った結果、その内の 15 例において、再現された事実と、一般的な人々の認識との間に大きなズレがあることを突き止めたからである。

一例として、モンサン＝グレゴワールという町のレストラ

ンで起きた事案がある。メディア等を通じて形成された一般的な人々の認識としては、この事件のあらまは以下のようなになる。とあるレストランにイスラムの集団客が入店したため、店側は豚肉抜き料理を出さざるを得ず、居合わせた他の客も豚肉抜き料理を食べるはめになってしまった。さらに食後にイスラムの客達は祈りを捧げるために、併設されたダンスホールに入り、他の客の行事を一時中断させて外に追い出してしまった、というものである。しかし AR 委員会の事実検証によると、実際にはイスラムの集団客は、豚肉抜き料理について一週間前からレストラン側と打ち合わせを行っており、しかも彼らは豚肉の代わりに、戒律に反しない処理を施されたソーセージとサラミを持参して料理に入れてもらっていた。また彼らのダンスホールへの移動は、テーブルを空けて次の客を入れたかったレストラン側の提案であった。約 650 人収容可能なダンスホールにはその時 30 人程がいただけであり、その殆どはレストランの空席待ちの人々であった。数人の女性は曲をかけてダンスをしていたが、レストラン側が彼女達と交渉して中断してもらったが、追い出したわけではないとのことであった。こうしたメディアや噂から一人歩きする認識のズレによって、場合によってはマイノリティの人々に実際には関係のない事件まで歪められ、主にフランス語系ケベック人たちの不満との間で、噂が不満を高め、不満が歪んだ噂を産み出すという悪循環を形成してきたものと報告書は推測している。

ではこれらの実態を伴わない危機のイメージに対して、実際にはケベック社会における「調整」はどのようになされてきたのか。「妥当なる調整」は先にも述べたように、元々は労働分野における法的な概念であった。しかしケベック州においては、出る所に出て白黒つけることが「調整」ではない。「調整」は法や規範を「厳格に適用してしまうために生じる差別と戦い、緩和策を打出す」ことである。したがって主に法で保証された「平等」の強制が産み出す軋轢に、「差異」を認める例外や特別条項を設けることに主眼が置かれている。そのためまさに「法との整合性」と「文化的差異への抑圧の緩和」との間での地道な調整が問題となる。「法と規則における完璧で厳格な適用が、必ずしも公明正大さと同義語というわけではない」のである。これは平等権そのものへの異議ではなく、その適用の問題である。したがってマイノリティの人々に違った扱いをすることは、平等権を超越する「特別扱い」ではない。「市民は違いのなかに在りながら、対等である。」しかし当然、こうした例外規定の設定は無制限に行われるわけではない。ケベック州の「人権及び自由に関する憲章」に抵触するような状況的(妊娠、法律上の身分等)、恒久的(性別、肌の色、身体障害等)、社会文化的(宗教、言語等)に基づく差別が存在する場合や、当該組織の活動への支障や、他者の権利侵害、公共の秩序への悪影響等を含む「過剰な負担(undue hardship)」がかかる場合は、「調整」は拒否される。

しかし、こうした「調整」においては、同一の扱いをする「平等」の理念と、「差異」を容認する根拠となりうる信教の自由等の「自由」の理念がぶつかりあった際、どちらかを全

面的に優先するのではなく、それらはあくまで両方の権利間の「調整」に委ねるべき問題であり、両方の権利概念が等しく重要性を持つことは言うまでもないということから、「権利の序列化」を敢えて否定している。そしてそこには、ケベック州における公共の場の「ライシテ (laïcité : 宗教からの中立化、英: secularism)」に関する独自の考え方があり、このライシテは、主にフランス等で「宗教は私的空間にとどめるべきで、公共の空間では宗教的表現は控えるべき」という原理の元で押し進められており、2004年には「公立学校における特段に目立つ宗教シンボル着用の禁止法」が制定されている。このような厳格なフランス型のライシテに対して、レポートではケベック州の実情にそぐわないとして、ケベックにふさわしいライシテのあり方を模索している。それによれば、ライシテによって実現されるべき国家の中立性は、確かにいかなる宗教にも与すべきではないが、非宗教という特殊な立場に与してもならないとされている。というのもライシテの目標はそもそも信教の自由の保護にあるため、誰もがアクセス可能な「公共の場」全般からあらゆる宗教的表現を排除し、非宗教的に保つことはライシテによってあるべき姿ではないからである。したがってケベック州においては、国家の中立性は、宗教的表現を妨げるものではなく、むしろ全ての宗教にそれを奨励するように構想されるべきなのである。それゆえ、先に見たシーク教徒の学生によるキルバン持ち込みの事例においても、裁判所は刀身を抜けないように鞘に納めて固定すること、そしてそれを検査する権利を学校側に与えることと引き換えに、持ち込みを容認したのである。

これらの考え方からなされる「妥当なる調整」の事例についてレポートでは、「調整」は概ね巧く機能しており、現状が分断の危機にあるという不安は根柢の無いものであるとしている。しかしレポートでは、それ以上に根深い問題に言及している。すなわちこうした不安は単にメディアの過剰な宣伝等からのみ出てくるものではなく、その出所であるケベックのマジョリティでありかつカナダのマイノリティでもあるフランス語系ケベック人達に浸透しているアイデンティティへの不安からくるということである。それゆえ異文化への寛容と、異文化との統合を同時に進めるためには、ケベックのフランス語系文化を多様な文化の中の一つへと相対化するのではなく、多少の変化には揺るがず、受け入れることのできる、ケベックのマジョリティとしての強いアイデンティティを付与する必要がある。レポートの提唱する「インターカルチュラリズム」の考え方は、上述の異文化への寛容と理解と同時に、フランス語系ケベック人達のマジョリティ文化をより盤石にするためにも、フランス語を共通語とし、異文化の移民達にも共通の教育を施すことで「統合」を促すのである。こうした二つの方向性を粘り強く「調整」し、芯を保持しながらも柔軟に変化を受容し、同一性を保つケベック社会全体の精神こそが、「ケベック・アイデンティティ」なのである。

「他民族共生の未来を、それぞれ孤立したまま併存する数多くのグループだと捉えてしまうのは間違いである。それはマルチカルチュラリズムの最も批判される側面をケベック内

に再現することを意味するからである。」

このように、ケベック州においては、独自のインターカルチュラリズムに基づく「妥当なる調整」によって、マイノリティとマジョリティ（フランス語系住民と移民、そしてカナダ連邦政府とケベック州）との「和解」が図られているのである。ここで実現される「和解」は、当事者双方に交流と妥協、そして変化を促す。それゆえにこの「和解」は最終的な決着ではなく、やはり融和と分離を繰り返しながら展開する一つの共同体における恒久的な政治的プロセスなのである。

5. 沖縄はわがままなのか？

2016年4月に発生した沖縄県うるま市での米軍関係者による強姦殺人事件は、沖縄県が抱える米軍基地問題の根深さとそれへの県民の怒りとを改めて日本社会に照らし出したといえる。しかしそれも東の間のことであり、沖縄県民も他県民も「またか」と思うほどに基地問題は硬直しきっており、報道の熱も国民の問題意識もすぐに冷めてしまっている。沖縄県の翁長知事が懸命に普天間基地の辺野古移設取り消しを裁判で訴えているニュースが時々流れる⁶⁾が、国民の大半はそれこそ、どのみち無理なことはわかりきっているがゆえの政治的パフォーマンスなのだろう、というのが正直な感想ではないだろうか。米軍基地が沖縄にあることの政治的、軍事的必然性は、沖縄の人々の気持ちでは今までどうにもならなかったほど頑強である。こうして大戦中に対米の防波堤として切り捨てられた沖縄は、なんとか県として日本という全体の下に復帰はできたが、今度是对中国、北朝鮮等のための防波堤として、今日も日本全土の74%、そして沖縄の全土地の約20%を占める米軍基地を受け入れ続けている。あきらかに米軍基地は、沖縄にとって、そして日本にとっての”NIMBY (Not In My Back Yard: その必要性は理解できても、「うちの裏庭にはお断り」したくなるような迷惑施設)”であり、それが補助金と引き換えに沖縄に押し付けられている構造を、高橋哲哉氏は福島等の原発に並ぶ「犠牲のシステム」と指摘している。しかしこうした状況に対して、特に米軍関係者による事件や事故を理由として挙げられる沖縄の人々の反米軍基地の声に対しては、時として、沖縄以外の人々からは「わがまま」と批判されることがある。それはあたかも、ケベック州のフランス語系住民が、マルチカルチュラリズムに反抗して自己の文化を守ろうとする行動に対して、それ以外のカナダの人々から「またケベックのわがままが始まった」と揶揄されるのに似ている。続いて、「そうしたわがまを主張しているのは、一部の過激な活動家だけである」という見解が往々にして続くのもまたよく似ている。そしてこうした無理解は、マイノリティの不満や怒りとして、自己を内包するマジョリティに対して徐々に増幅されて向けられることになる。行き着いた先は、ケベック州の独立をかけた州民投票であった。沖縄名物「居酒屋独立論」も、沖縄に自立する能力があるかどうかはともかく、沖縄と日本との決定的な亀裂として帰結する日が来ないとは限らないかもしれない。

このような「沖縄わがまま論」に対して、ケベック問題との類似点の比較から、何が言えるであろうか。まず、この論を正当化する根拠はおおよそのところ、二つに大別されるように思われる。一つは米軍関係者による犯罪率や、オスプレイの事故率などの統計データである。それらが沖縄での米軍関係者以外による同様のデータや、他の航空機の事故率との比較によって、突出して危険ではないことが示されれば、沖縄の人々の主張は「過剰反応」だということになる。もう一つは、米軍基地から発生する需要や、助成金への沖縄の経済的依存である。経済活動を基地に依存しており、多額の助成金を得ていながら、矛盾した基地反対を主張するなら、それは「わがまま」でしかないとなる。^⑥本論においては、論点が多岐に渡りとてもこの場では手に負えない後者ではなく、前者に的を絞って考察することとしたい。

沖縄県のホームページよりダウンロード可能な「沖縄の米軍基地及び自衛隊基地 (統計資料集)」によれば、米軍基地関係者の総数は最新データの平成 23 年で 47300 人であり (平成 24 年から平成 27 年については非公表)、沖縄県警のホームページに記載されている「米軍構成員等及び一般外国人検挙状況」によれば、同年の米軍基地関係者による犯罪の検挙件数は 42 件である。したがって犯罪率は約 0.09%となる。しかし平成 23 年の沖縄県の総人口は「沖縄県推計人口データ一覧」によると 1396122 人に対し、県警のホームページの「刑法犯総数」によると同年の犯罪の検挙件数は 5058 件であり、犯罪率は約 0.36%である。これでは確かに、検挙件数の割合からしても、米兵の犯罪が多発しているとか、犯罪率が高いということはとても言えない。これ以降現在に至る年度までは、米軍基地関係者の総数が非公開のため、正確な米軍基地関係者の犯罪率が算出できないが、公開されている過去のデータを参考にして少し年度を遡って計算しても、平成 21 年度は沖縄県全体の犯罪率が約 0.4%なのに対して、米軍基地関係者の犯罪率は約 0.11%、平成 20 年度は同様に約 0.48%に対して約 0.17%と、いずれも減少傾向にはあるが、沖縄県全体の犯罪率の方が、いずれにせよ 3 倍から 4 倍ほど高い。^⑦もちろん、米軍基地関係者の基地内での犯罪がカウントされていないとか、米軍関係者の関係しない軽い暴力沙汰等は、検挙されないことも多い等、こうした統計データや算出方法の問題を指摘する声もある。しかし、こうしたデータを下に沖縄の「過剰反応」を暴く手法は、一定の説得力を持っているように思われる。

同様のことはオスプレイの事故率についても言える。今も沖縄県では普天間基地に配備された同機への危険性を指摘する抗議運動が続いているが、防衛省のホームページよりダウンロード可能な資料「MV-22 オスプレイ 事故率について (2012)」には、事故率の統計に基づき、死者を伴うか機体が大破する A クラスの事故発生率については、オスプレイが米軍運用航空機の中でも平均以下であり、米海兵隊の使用する回転翼機の中でもトップクラスの低さであることが示されている。^⑧もちろんこれも米側の自己申告であり、信頼に足る資料なのかどうかは追求の余地はあるが、これを覆せるよう

なデータが他にあるわけでもない。^⑨

6. 傷つけられているのは何か？

沖縄の人々は、やはり「過剰反応」をしているだけであり、「わがまま」なのだろうか。上述のデータを参照する限り、米軍関係者の犯罪率も、オスプレイの事故率も高くはない。無論、こうしたデータの統計上の問題点を指摘して、新たなデータを基に反論を試みる、というのも有用な方法であろう。その結果、隠されていた米軍関係者の高い犯罪率 (それがあのかどうかは知らないが) が明らかになったり、(2016 年 12 月 13 日)新たな事故によってオスプレイの事故率が上書きされて他機種より高いことが判明すれば、当然「沖縄わがまま論」は退けられる。しかし、本論の目的は、そうしたデータによる新たなエビデンスの提示ではなく、ケベック州の「インターカルチュラルリズム」の考え方を少し借用する事で、例え上述のデータが真実であり、実際米軍関係者の犯罪率やオスプレイの事故率が高くはないとしても、沖縄の人々の事件、事故への反応は、完全には「過剰反応」ではなく、決して「わがまま」とは言い切れない面があることを示すことである。

沖縄の人々の反応、特に米軍関係者の暴行等の犯罪への反応を「過剰反応」だと考える場合、そこにはある考え方が前提とされている。すなわち、米軍関係者の起こした暴行事件も、(沖縄人を含めた)無関係の者が起こした暴行事件も、同程度の内容であれば、同程度の事件として扱われ、同程度の裁きが下されるべきだという考え方である。すなわち米軍関係者も沖縄の人々も対等の人間として平等に扱われるべきであり、だからこそ日米地位協定上の犯人引き渡しに関する不平等は是正されるべきであると同時に、沖縄の人々も誰が起こそうと普通の一件の事件として受け入れ、米軍基地そのものの全否定等の「過剰反応」をすべきではないというわけである。もちろんここで前提とされているのは、近代的な「同質化」の承認としての平等の概念である。それと同時に、事件の裁きや補償・賠償は、加害者個人、被害者個人を対象として行われるべきであって、同じコミュニティに属する事件とは無関係の人々を巻き込むような「連帯責任」等は追求されるべきではないという、個人主義的な考え方も潜んでいる。これらの考え方が一概に間違っているというわけでは当然ない。米兵一人が起こした事件にかこつけて、その犯罪の脅威を理由に基地そのものの全返還を要求するのは「過剰反応」である、というのも十分うなずける理論である。

しかし既に示されたように、こうした考え方には近代的な平等観と個人主義とが根深く前提とされており、テイラーの思想に照らし合わせて考えれば、ある別の何かは捨象されていることが伺える。それは、個人の背景にある、その個人をその人たらしめているところの共同体の文化、精神、すなわちアイデンティティである。米軍関係者が事件を起こした場合、加害者の属するアメリカ社会の精神と、被害者の属する沖縄社会の精神とが、それらを持ち出すのはフェアではない

として退けられている。それゆえ、米軍関係者の事件によって傷つけられているのは、被害者個人だけではない。ケベック州において、異文化の流入と、それらとの衝突によってすり減らされ、盲目的、排他的になっていったのは、単に衝突に巻き込まれた個人だけではなく、マジョリティのフランス語系住民達のアイデンティティであった。そして AR 委員会が「和解」に必要だと考えたのは、彼らのアイデンティティの解消ではなく、異文化を受け入れる余裕を持つほどに、マジョリティとしての強い自信を備えられるように保護し、異文化との衝突の際には適切に配慮することであった。米軍関係者の不祥事によって「傷つけられているのは何か？」という問いには、被害者個人だけではなく、それを越えた「沖縄県民のアイデンティティ」であると答えることが出来るだろう。もちろん、集団的アイデンティティを背景に、事件の加害者、被害者を無闇に特別扱いすることは、異文化への差別と排外主義へと繋がっていく危険性も持っている。それゆえに平等や個人の自由の尊重といった啓蒙から生み出されたリベラルな価値観は重要である。しかしコミュニティのアイデンティティを尊重せずに無視することは、却って排他的な風潮を醸成してしまうことに繋がりがかねない。重要なのは「妥当なる調整」のようにケース毎の柔軟な対応によって、両契機の間を取り持つことであろう。

7. 結びに代えて

では、「沖縄県民のアイデンティティ」をどのようにして保護し、それに配慮すべきであろうか。最大の問題、そしてケベック問題と沖縄米軍基地問題との最大の相違点が、米軍基地関係者は「移民」ではないということである。テイラーのインターカルチュラリズムには、異文化との「統合」が必要不可欠であるが、果たして沖縄県の人々は、そして私たち日本人は、あるいは米軍関係者は、沖縄の地で一つのアイデンティティを築くパートナー足りえる意志を持っているのだろうか。恐らくそれは困難であろう。日米安保に基づく同盟のパートナーというだけの共通項が、沖縄の人々の戦争時から現代に至るまでの過酷な記憶による拒否反応を越えて「和解」への原動力になりうるとはあまり思えない。そもそも米軍基地と沖縄との「統合」は最終目的ではない。確かにケベック州を見習って、異文化との「統合」のために、嘉手納基地やキャンプ・キンザー、シュワブ等で毎年開かれている市民との交流フェスティバルをさらに促進したり、米軍関係者への日本語、日本文化教育を強化したりしたとしても、全く効果がないこともないであろう（米軍退官後に沖縄に永住するアメリカ人も多い）。しかし一般市民が入ることのできない基地の物理的な壁と、遠い記憶の底に刻まれた沖縄県民の心の深い溝、そして政治的、軍事的、歴史的、地理的、経済的、様々な無数の理由が、ケベック州の移民とフランス語系住民達との間には無かった大きな障壁として、沖縄県民と米軍基地、そして沖縄県民と日本政府とを分け隔て続けている。

テイラーのコミュニタリアニズムの本質は、中立と思われ

てきた原理原則を一律に適用することで生じ、かつ見過ごされてきた不平等を、ケースバイケースの「対話」によって「調整」していくことである。当然彼の理論を、普遍的なものとして日本の米軍基地問題に応用してもうまくいくはずはない。自由や平等はその土地に合わせて解釈しなおす必要があり、ムスリムの客が豚肉抜き料理を望む代わりに、別の肉を持ってきて他の客にも振る舞うことは、ケベック州では「調整」になりえても、日本では他の客が持ってきた食材を別の客に振る舞うことは考えづらい。日本では別の「調整」が必要となる。それゆえ、「沖縄県民のアイデンティティ」に対してどのような配慮が必要なのか、という問いへの具体案はこれからの課題である。

しかし沖縄県民の声を「過剰反応」や「わがまま」として退け続けることは、不当に「沖縄県民のアイデンティティ」を傷つけ続けることであり、いずれはケベック州のように「居酒屋独立論」が現実味を帯びることに繋がりがかねない。このアイデンティティへの何らかの配慮が必要な事だけは確かであろう。

脚注

- (1) 底本はフランス語であり、同時に英語版 (Building the future : A time for reconciliation,)、及び全体で 300 ページ程の分量を 100 ページ弱に要約した簡略版 (英語版、フランス語版) がケベック州政府より刊行された。また、簡略版のみ邦訳『多文化社会ケベックの挑戦』、ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編、竹中豊、飯笹佐代子、矢頭典枝訳、明石出版、初版、2011 年) が存在する。本論では主に、英語版、簡略版 (英語版)、邦訳を参照した。いずれも各種 web ページ上でも容易に閲覧可能。以下 Bouchard-Taylor Report と略記。また特に注が無い場合は、ページ数は英語版のものとする。
- (2) 誰の思想ということでもなく、昔から言われており、今でもインターネット等ではありふれた考え方であるが、最近では 2010 年 12 月に報道された元米國務省日本部長 (元在沖米総領事) ケビン・メア氏の「沖縄はゆすりの名人」発言 (当人は後に否定) が記憶に新しい。
- (3) 「表現主義」については、テイラーはアイザイア・バーリンのヘルダー解釈における「表現主義 (Expressionism)」から借用していると脚注に記している。なぜスベルを変えているかは不明。バーリンによれば、「表現主義」とは二十世紀初頭の同名のグループに属する芸術家を越えて幅広く適用可能な概念であり、人間の行動一般を、個人あるいは集団の全人格の表現と捉える考え方である。それによれば、人間の作品は全て、固有の時代や文化の制約の下で「語っている声」であり、普遍的法則の物差しで一義的に分析叙述することは不可能であるということから、ヘルダーが当時の科学的方法万能の信仰等に対抗するための主張として用いていた。
- (4) レポートのスタンスとして、「妥当なる調整」に基づくインターカルチュラリズムについて以下のようにも述べられている。「これこそが、ケベックが歴史的に歩んできた道なのである。繰り返して言えば、我々の立場とは、ケベックが歩んできた道を継続するところにある (p.46).」
- (5) 2016 年 9 月 16 日、普天間基地の名護市辺野古移設めぐり、翁長知事が埋め立て承認取り消しの撤回に応じないのは違法として国

が起こした訴訟で、福岡高裁は国側勝訴の判決を言い渡している。

- (6) 沖縄の基地への経済的依存をどのように捉えるべきかについては、とてもここで手に負える問題ではないため、代わりに一つの例え話を提示しておくに留める。沖縄出身の芥川賞作家目取真俊氏は、小説『虹の鳥』で、米軍基地（アメリカ政府）、日本、沖縄の関係を、ヤクザと子分、そして彼らによって薬物賣けにされている少女に例えている。当然薬物は基地と引き換えに沖縄が得ている需要や補助金等の経済効果であるが、この例えを考慮するまでもなく、沖縄の経済的依存は沖縄の人々の真に自発的な選択ではありえない。その責を沖縄県民に押し付けるのはまさに「ヤクザの常套手段」であり、自立できないにも関わらずそれを望む沖縄県民の声を単なる「わがまま」で片付けることはできないであろう。
- (7) 平成 22 年に関しては、米軍関係者の総数が非公開のため算出できず。
- (8) しかし、オスプレイの B クラスの事故率は他機種並み、C クラスの事故率については他機種に比べて群を抜いて高い。このことに対して防衛相は、オスプレイの機体性能に無関係の事故が計上されていること（整備士の整備台からの落下等）や、最新機のため損害額が高価になることから事故として計上されやすいとの観点から、機体の安全性を示す指標としては不適切であるとの見解を示している。
- (9) 本紀要の校正最終段階の 2016 年 12 月 13 日、沖縄県名護市の海岸にオスプレイが「不時着」し大破した。米側は「墜落」ではなく「不時着」と表現し、その原因も空中給油のためのホースがオスプレイのプロペラに接触したことによるものであり、機体構造の安全性に問題があるわけではないと説明している。しかし 15 日には米側はこの事故を A クラスに認定しており、今後オスプレイの危険性を巡る論争の激化は避けられない見通しである。

参考文献

- [1] *Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation*, Gérard Bouchard, Charles Taylor, Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles, Gouvernement de Québec, 2008.
- [2] G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Suhrkamp Verlag Frankfurt am Main 1970, (BB) Der Geist, II Die Aufklärung, pp398-
- [3] Charles Taylor, *Hegel and Modern Society*, Cambridge University Press 1979, I Freedom, reason and nature, 1. Expression and freedom.
- [4] Isaiah Berlin, "Vico and Herder: Two studies in the history of ideas", The Hogarth press, London, 1976.
- [5] Charles Taylor, *The Ethics of Authenticity*, Harvard University Press, 1991.
- [6] Charles Taylor, "The Politics of Recognition", in Charles Taylor, K. Anthony Appiah, Jürgen Habermas, Steven C. Rockefeller, Michael Walzer, Susan Wolf, edited and introduced by Amy Gutmann, *Multiculturalism*, Princeton University Press, 1994.
- [7] Charles Taylor, *Sources of the Self: The Making of the Modern Identity*, Harvard University Press, 1989.
- [8] 明田川融、『沖縄基地問題の歴史 非武の島、戦の島』、みすず書房、初版、2008 年
- [9] 高橋哲哉、『犠牲のシステム 福島・沖縄』、集英社、初版、2012 年
- [10] 目取真俊、『虹の鳥』、影書房、初版、2006 年
- [11] 「沖縄の米軍基地及び自衛隊基地（統計資料集）」沖縄県 HP より <http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/kichitai/toukei.html>
- [12] 「米軍構成員等及び一般外国人検挙状況」沖縄県警 HP より <http://www.police.pref.okinawa.jp/johokokai/tokei/beigunkenkyo.html>
- [13] 「沖縄県推計人口データ一覧」沖縄県 HP より http://www.pref.okinawa.lg.jp/toukeika/estimates/estimates_sukei.html

[14] 「刑法犯総数」沖縄県警 HP より

<http://www.police.pref.okinawa.jp/johokokai/tokei/hanzaitokei/index.html>

[15] 「MV-22 オスプレイ 事故率について」防衛省 HP より

http://www.mod.go.jp/j/approach/ampo/osprey/pdf/dep_5.pdf